

民生委員・児童委員決まる

12月1日付けで新しい民生委員・児童委員57名が次のとおり決まりました。向こう3年間、民生児童委員の方は、生活に困っている人や母子、老人世帯の相談、児童の健全育成、身体障害者の更生相談など、社会福祉につながる、あらゆる面で、担当地区の相談にあたられます。

【深川地区】

(住所)	(氏名)	(担当地区)
田屋区	村田 哲雄	田屋区
駅前区	三輪 清史	駅前・鉄道区
湊1東区	中原 閑	湊1東・西区
湊2区	田畑恵美子	湊2区
湊中央区	鴻嶺 道隆	湊中央区
湊3区	岡崎フジ子	湊3区
緑ヶ丘区	末広 澄子	緑ヶ丘・中山区
藤中区	山下 初子	藤中区
江良区	田辺 正一	江良・正明市1区
正明市2区	藤田 伸枝	正明市2・3区
正明市5区	前田 正之	正明市4・5区
上郷区	藤津 義人	上郷・下郷区
下川西区	吉岡 鉄次	下川西・上ノ原・後ヶ迫区
上川西2区	上田 瑞子	開作・上川西区
境川区	松岡紀代子	境川区
板持2区	河村 節代	板持1・2区
板持4区	福田 博通	板持3・4区
殿台区	山崎 ヒナ	殿台・小河内・大河内区
河原区	小野 圭子	河原区
門前区	中村 八郎	門前区
湯本区	河本 英夫	湯本区
三ノ瀬区	河野 恒子	三ノ瀬区
山小根区	金子 辰男	山小根・坂水区
大埜区	山根 義真	渋谷中・大埜区
渋谷2区	福永 梅尾	渋谷1・2・3区
真木区	山田 薫	真木区

【仙崎地区】

(住所)	(氏名)	(担当地区)
白濁2区	末岡 貞子	白濁1・2区
白濁3区	古田 シヅ	白濁3区
祇園町区	永田フミエ	祇園町区
南町区	継 寿夫	南町・栄町区
北本町区	油谷 兆一	本町・北本町区
今浦町区	立野千代子	洲崎・今浦町区
鍛冶屋町区	松浦千代子	鍛冶屋・中新町区
幸町区	和田 愛子	新町・幸町区
旭町区	上田 光義	旭町区
錦町区	宮川 素子	錦町区
新屋敷町区	柳井ミサエ	新屋敷町区
新開町区	田中 直道	新開町区
鳥越町区	舟谷フミ子	鳥越町区
大日比区	渡辺 和子	大日比区
大泊区	原田 重雄	大泊区
青海区	谷村 彌一	青海区

【俵山地区】

(住所)	(氏名)	(担当地区)
小原区	村岡 豊	小原区
木津区	脇坂 圭治	木津区
郷区	村上 法賢	郷区
黒川区	山村 律子	黒川区
大羽山区	宮原 種澄	大羽山区
湯町区	吉村 敏夫	湯町区
上政区	小田 松子	上政区
下安田区	相部 宗頼	上安田・下安田区
七重区	金村 正男	七重区

【通地区】

(住所)	(氏名)	(担当地区)
通6区	内山 満男	通1・2・3・6・9区
通5区	錦野 得定	通4・5区
通7区	後根 八重子	通7・8区
通10区	宇野 歳子	通10・11区
通12区	野村 スミ	通12・13区
通16区	新宅 一平	通14・15・16区

身体障害者の山口県職員採用選考

◇受付期間

昭和五十九年一月五日()

一月十七日

◇選考職種採用予定人員

事務職、五人程度

◇受験資格

一、自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な者で、次のすべての要件を満たす者が受験できます。

一、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が一級か

二、昭和二十九年四月二日から昭和四十一年四月一日までに生まれたる者。

三、山口県内に住所を有する者(通学等のため一時的に県外に居住している者を含む)。

四、活字印刷文による出題に対応できる者。

◇受験手続

山口県人事委員会事務局に請求のこと。

◇選考の日時及び場所

第一次選考 昭和五十九年一月二十九日(日)、山口県社会福祉会館。

第二次選考 二月下旬、詳細にありませう。

※ 詳しくは、山口県人事委員会事務局職員課任用係へおたずね下さい。

※ 受験案内は、長門土木事務所 〇八三九一二一三一―一〇二二二九二〇

老人居室整備資金貸付制度のご利用を

六十歳以上の高齢者と同居する世帯に対し、高齢者の専用居室を増築又は改築するために、必要な経費の貸付けを行うものです。

◇貸付条件

一、限度額 百三十万円

二、利率 年三%

三、据置期間 六カ月以内

四、償還期限 六年以内

五、償還方法 元利均等月賦償還

◇五十八年度第三次申込受付期間 昭和五十九年一月二十日まで

◇申込み先

長門市社会福祉協議会

※ 詳しくは、長門市社会福祉協議会へ。〇二二二二内線三七

償却資産の申告は

一月三十一日までに

土地、建物及び自動車税が課せられる車輛以外の事業用の資産、(償却資産)の所有者は、毎年一月一日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産の価格の決定に必要な事項を一月三十一日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告が必要です。

申告書の必要な方は、市税務課にお問い合わせ下さい。

なお、船舶(漁船、観光船)については、別途通知いたします。